

アメリカの教員免許制度における更新・上進制の特質 —日本における免許状更新制の可能性—

八尾坂 修

- 1 アメリカの教員免許資格規定要因の系譜
- 2 20世紀前半における免許状有効期限の要求
 - (1) 有効期限付の根拠と現職教育の実状
 - (2) 終身免許状廃止の論理
- 3 今日的免許状発行の類型と波及的特色
 - (1) 有効期限付免許状の定着と終身免許状の衰退
 - (2) 更新・上進制と現職教育との関連
- 4 わが国における免許状更新制の可能性
 - (1) 教職参入者の多様化の傾向
 - (2) 有効期限付更新制と職能成長

1 アメリカの教員免許資格規定要因の系譜

アメリカの教員免許制度における更新制・上進制の位置づけを考える際の前提として、アメリカの教員免許制度史における免許資格規定要因を歴史的時期区分との関わりで示しておきたい。図は5つの規定要因（「免許状の発行主体」、「免許状の取得方式」、「免許状の種類」、「取得要件」、「効力」）のプロフィールが歴史的時期区分においていかなる傾向を有するかを示したものである。

この点、図の中で州教員免許制度が成立する以前を前史ととらえ、そのなかで「萌芽期」は植民地時代において免許資格に対して宗派支配が強く、世俗的関わりがなかった時期である。「展開期」は、教会支配から脱却し、学区・タウン支配を経て郡支配によって、すぐれた教員を確保するための効果的な免許資格について模索しつつ前進しようとした時期である。さらに「発展期」は20世紀前半を対象とし、州支配の確立のもとで、二度の大戦にもかかわらず、免許制度の拡充を目指して

向上した時期である。「充実志向期」は終戦後から今日的方針の時期である。教員需給の変化、教員の資質向上等の改革のなかで各規定要因の改善・充実が志向されてきた時期を示している。本稿で考察する免許状の更新制・上進制、終身免許状の制約、廃止の展開は、特に1910年以降の「発展期」「充実志向期」に位置づくことが理解できよう。

そこで本稿においてはまず20世紀前半における免許状有効期限付の要求と終身免許状を制約する論理を検討することにしたい。つづいて、今日的なアメリカの教員免許状発行の類型と等級、有効期間を現職教育の要求との関わりで論じることにする。最後に、アメリカの状況を顧みつつ日本における免許状更新制の可能性について考えることにする。

2 20世紀前半における免許状有効期限の要求

(1) 有効期限付の根拠と現職教育の実状

アメリカの教員免許状は少なくとも有効地域、校種、有効期間の3つの特性を包摂すると考えら

アメリカの教員免許制度における更新・上進制の特質

図 教員免許制度史の時期区分と規定要因の系譜

免許制度史	(1776年)					(1860年)					(1910年)					(1945年)					(1980年以降)				
	(前史)					萌芽期					展開期					発展期					充実志向期				
時期区分	「発行主体」(地方、州)		「取得方式」(養成、試験)		「免許状の種類」(職位・校種・等級等)		「取得要件」(教育水準、教育内容、基礎資格)		「効力」(有効期間、有効地域)		影響を及ぼした「社会的・外的要因」														
「発行主体」(地方、州)	・教会支配		・学区・タウン支配から郡支配		・郡支配が中心		・郡支配の衰退と州支配		・州支配		・(NBPTSの役割 1987年以降)														
「取得方式」(養成、試験)	・各宗派による審査		・口頭による試験検定		・筆記による試験検定		・大学における養成方式 ・(変換プログラム) 1980年以降)																		
「免許状の種類」(職位・校種・等級等)	・各宗派の免許状		・地方の免許状 ・免許状の校種別未分化		・教育管理職免許状の未分化		・試験結果による等級制		・州免許状の確立 ・未分化から分化(校種別) ・初等免許状 ・中等免許状(ハイスクール段階) ・(ジュニア・ハイスクール免許状) ・(ミドル・スクール免許状)		・教育管理職免許状の分化 ・臨時免許状の克服		・上進制と現職教育の要求												
「取得要件」(教育水準、教育内容、基礎資格)	・宗教的道徳的条件		・初等学校教科から初等・中等学校教科および一部の教職専門科目		・教育管理職として教員免許状取得を前提				・初等教員免許状(大学教育2年から4年、1974年全州で4年大学教育要求) ・中等教員免許状(大学教育4年中心、1963年全州で4年大学教育要求) ・教育管理職の免許状(学士号要求から修士号相当要求の定着) ・年齢、市民権、忠誠宣言等、一般的基礎資格の制約緩和の方向 ・教師教育機関アcreditationの進展 (養成教育内容の充実) ・州教員能力試験政策 (1980年前後以降)																
「効力」(有効期間、有効地域)				・1・2・3年の3等級制が中心		・州内郡相互の有効		・特定州間相互の有効 ・地域間有効(地域間協定)	・5年以下の有効期間 ・更新制の浸透 ・終身免許状の制約		・廃止の展開														
影響を及ぼした「社会的・外的要因」	・宗教的支配		・公立学校運動 ・産業革命にともなう人口増加 ・就学人口の増加 ・若手の女性教員雇用と経費削減		・二度にわたる大戦 ・経済好況と低迷 ・教員需給のアンバランス ・職能成長理念 ・互換性の阻害要因 (州独自の履修要件)		・戦後の人口増加 ・学力低下現象 ・成果重視の教育政策 ・アカウンタビリティーの追求 (70年代以降)		・エクセレンスを求めての教育改革提案 ・教員不足、特にマイノリティ教員 ・教職へのキャリア変革志向																

れる。この点、特に免許状の分化として校種別、教科別にみた場合、1910年代当初においても、州あるいは郡発行の免許状であれ、すべての48州でどの学校においても有効な免許状が一つかそれ以上発行されていたのも事実である。例えばケンタッキー州は典型的であり、3等級制の郡免許状と2等級制の州免許状という垂直的システムのもと、いずれの免許状も初等・中等の両段階で有効だったのである¹⁾。

しかし免許状の分化・未分化あるいは試験検定・養成方式といったいずれの取得方法にもかかわらず、最初に発行される免許状は有効期限付が一般的であった。この点、1930年代当時このような免許状を期限付にすることに反対する論者はいなかつたものの²⁾、有効期限付とする根拠とともに、最初の免許状の有効期限を何年とすべきか、さらに更新を制約し上進させる場合、その要件として現職教育のあり方が課題として残されていたことが以下の状況から明々白々なのである。

まず免許状、特に最初に発行される免許状を期限付とする根底にある考え方は、教職への参入とそこでの成功は、当時の試験検定あるいは養成方式の結果として十分に予測できないという確信である。このことはまた教職生活に適応できない教員は、免許状の更新制のもと拒否され、学校から排除されるべきという論を浸透したのであった³⁾。

このような見解を証する実態は、1911年当時の状況から指摘できる。すなわち、ほとんどの州で郡のみならず州独自の試験検定が実施されていたが、最上級免許状でさえ、試験要件からして教科、教職専門科目に地域差、州間格差があったのである⁴⁾。また養成方式からとらえても、カレッジ、師範学校、中等学校卒業に基づく最下級の普通免許状が各州で発行されていた。しかし師範学校卒と言っても、中等学校卒業後2年の養成教育を要求する州はわずかに10州に過ぎず、それ以下の教育水準での養成、あるいは師範学校卒業者に対して試験検定を実施していたのである⁵⁾。この事実は、時代が下がり1930年後半に至っても、州・郡発行の最下級初等教員普通免許状でさえ、大学教

育4年を要求する州（4州）から1年のみの州（11州）と格差のある態様から首肯される⁶⁾。

それでは次に、免許状の有効期間の適切性を考える上で、まず各州で発行された免許状の有効期間の実態を分析してみる。有効期間は、発行主体、養成要件⁷⁾、校種、職位によって区別しなくてはならないが、州・郡の発行主体別にみた1911年当時の分析では、州発行免許状が郡発行免許状よりも長期の免許状を発行する傾向を有していたが、いずれも5年以下が全体にして約67%を占める状況にあった。

その後、1930年代初頭における諸論文のなかで、最初に発行される免許状は、受けた養成教育にも拠るが、2年、3年、もしくは5年の提案がなされていた⁸⁾。この点、1940年代の動向に目を向けると、同様の免許状は5年以下に定着しつつあり、5年を超えた免許状のみを発行するのは、従来から有効期間の長いバージニアとアラバマの2州に漸減したのである⁹⁾。

さらに、更新の制限、上進制の導入については殊に下級免許状を有する教員に対して向けられており、追加的な養成教育を義務付けない限り、自己進展は有り得ないという確信であった。更新の制約は1910年代初期にも見られたが¹⁰⁾、1921年当時ではさらに最下級免許状について更新を認めないか（17州）、更新回数1回への制約（6州）が半数近く占めるに至った¹¹⁾。それゆえ、各州における下級免許状への制限が上級免許状取得という上進システムへと構築する基盤を形成しつつあったと指摘できる。しかし免許状の更新・上進制が進展していくなかで、その要件としての現職教育をめぐる状況に疑問が投じられるようになった。1931年にシュタイン（Stine, Mark E.）は各州で発行される免許状（州・郡発行、養成・試験検定方式、校種、職種別含む）と現職教育の関連を分析しているが、以下の着目すべき問題点が浮上したといえる¹²⁾。

まず、更新の際、現職教育を要求する免許状の割合は、39.2%であり、しかも更新される免許状すべてに現職教育を要求する州は9州のみという

点である。また、上位の免許状への切り替えの際、現職教育を要求する免許状の割合も47.7%で過半数を超える、しかも上位の免許状すべてに現職教育を要求する州も少なく7州¹³⁾に過ぎなかったのである。

さらに養成教育期間別に見ると1年未満の養成教育を受けて発行され、しかも上進可能な免許状に現職教育を要求する割合は61.1%であるものの、1年、2年、3年、4年別の養成教育においては、各々50%、50%、21.4%、48.9%であり、半数あるいはそれ以下であった。このことは校種別に視点を向けても、更新の際、現職教育を要求する割合は、初等教員免許状41.2%，中等教員免許状38.9%に留まり、同じく上進の際、現職教育を要求する割合も初等教員、中等教員免許状各々43.9%という状況だったのである。

このような実態は更新・上進要件における現職教育の充実を求める契機を醸したといってよい。ただ一時的にではあるが、1930年代前半の不況期に教職経験のみならず、一定の履修要件を免除することによって免許状の更新・上進要件を認めるのが多くの州の慣行であった¹⁴⁾。しかしながら、1945年前後の教員不足期を除き、20世紀後半更新要件に関する全般的推移を分析した場合、教職経験のみによって認められる州も存するが¹⁵⁾、むしろ有効期間中に何らかの履修を義務づけるのが優位となったのである。しかも1953年の各州免許規定によれば、単位履修の代替として教職経験を更新要件として認容するが、初等・中等学校段階で7州に減じ¹⁶⁾、しかも以下に示す実態を証として、教職の生涯においては更新・上進によって実質5年目教育を要求する州が普及しつつあったと指摘できる。すなわちフォン・シュリヒテン(Vonschlichten, Erwin W.)による同時期の免許規定の分析から明らかになるのであるが、教職生涯を22才-65才とした場合、更新・上進要件としてその期間5年あるいは5年目を超えた学習を求める州は21州、最上級免許状取得の奨励として5年目に相当する学習を規定する州は30州に達していたのである¹⁷⁾。

(2) 終身免許状廃止の論理

州も免許状授与権限を有するようになった19世紀後半以降、州発行の州内有効¹⁸⁾な免許状に関する限り、当初から終身有効な免許状が発行されていた。しかし、取得要件においては統一的でなく、また、高次な基準でもなかった。すなわち、試験検定に基づく高成績(イリノイ州、1861年発行)、満足のゆく職務能力の証拠(ニューヨーク州、1843年発行)、10年の教職経験あるいは70ヵ月の教職経験〔そのうち州内の公立学校で21ヵ月要求〕(カリフォルニア州、1873年発行)等に基づいて発行されていたからである¹⁹⁾。

1911年当時の全州的動向から着目すれば、州発行の免許状のうち、終身免許状発行数の割合が一番高く、全体発行数365のなかで117件、32%という状況にあった²⁰⁾。しかし特徴的なのは、州独自の試験検定方式のみならず、師範学校、大学卒業者に対しても卒業後即座に終身有効な免許状を発行する州は数州に限定されていた点にある。ただ終身免許状取得に至る要件もいまだ教職経験が主であり、その平均年数も数年程度であった²¹⁾。このような終身免許状の発行に対し、実はそれ自体1920年代末まで特段批判は表出していない。むしろ、長期間の教職経験、教職での実績、標準的な養成教育、追加的な専門的学習、良好な人柄、職務上の問題について健全な判断力を具備した教員にはむしろ発行すべきとの見解が顕在していたのである²²⁾。

それでは、各州において終身有効とみなされていた免許状の発行形態は1930年当時いかなる様相を呈していたのかを、その後の終身免許状発行に対する論議を勘考する上からも検討してみよう。この点、バーカマン(Burkman, Joel A.)の研究による終身性(permanency)の概念に依拠した免許状の発行は以下の四形態²³⁾である。

①タイプ1(35州) 追加的な教職経験あるいは学問的履修要件なしに所持者が生涯有効な免許状。
 ②タイプ2(8州) 州法によって終身免許状と規定される免許状、しかし追加的職能成長の証拠を要求²⁴⁾。
 ③タイプ3(20州) 有効期限付免

許状であるが、免許状を上進させることなく、無限に更新される免許状。④タイプ4（15州）法的には有効期限付免許状であるが、一定回数の更新に基づき終身有効とみなされる免許状²⁵⁾。

上記形態のうち、25州は2つあるいはそれ以上のタイプの終身性を有する免許状を発行していたが、批判の矛先を向けられたのは、取得後何ら力量形成を要求されない免許状に関してであった。その証左としてバークマンはカリフォルニア州教員を例に、終身免許状取得者の実態として、取得後中等学校教員の約35%、初等学校教員の約20%が何ら学問的単位を取得していなかったことを見出し、むしろ3年間の有効期限付免許状のもと自己改善の努力をなすべきことを結論づけたのである²⁶⁾。

このような問題は、各州の終身免許状取得後の要件からも瞭然としており、ザウグ（Zaug, Walter A.）は同時期終身免許状を発行する43州のなかで、11州が終身免許状取得後、何らかの失効要件²⁷⁾を課していたに過ぎない現実を批判したのであった。同様にシュタインは、全州的に見て現職教育を要求する終身免許状の割合は54.6%（発行数152のうち83件）であり、しかもすべての終身免許状取得に現職教育を要求したのは14州のみである事実を踏まえ、現職教育の重要性を論じたのである²⁸⁾。

このような実証的研究のなかで、終身免許状廃止の痛論は1930年代から40年代にかけて発表された他の学術論文においても筆陣を張っているが²⁹⁾、実際、1930年代前半において初めて、これまで終身免許状を発行していた8州が発行を中止するに至った³⁰⁾。そしてその後、終身免許状を発行しない州は1940年15州³¹⁾、1967年には23州³²⁾と増え続け、1995年現在では41州³³⁾に及んでいるのである。

この点、1930年代以降における終身免許状廃止の動向を支えた論理は、教員養成における学歴の急速な変化にもあると察し得る。つまり、教育水準が急速に上昇し、かつての終身免許状取得における水準が現在において最初に取得する普通免許状の水準よりも低下することも予測されるとい

う考えからである。実際1933年当時、48州における初等教員免許状に対する最大限の教育水準は、中等学校卒業後2年の大学等での養成（25州）、同様に3年（9州）、4年（14州）であったが³⁴⁾、1940年に至っては、これらの多くの州で最小限の教育水準が1933年当時の最大限教育水準もしくはそれ以上の水準である³⁵⁾ことが実証されるからである。それゆえ、上記の実態によって長期間有効であった免許状は教員の職能成長を損じるという危惧感を醸したと考えることができよう。

なお考慮すべき点として、この職能成長の概念は免許資格との関わりにおける現職教育に対しても、内実の変容をもたらしたと考えられる。つまり、すでに1900年代においても一部の州では一定の現職教育を課する状況にあった³⁶⁾。しかし、その後1930年前後から、大学でのコース履修のみならず、殊に専門書のリーディング、教育観察旅行、執筆、教育実習のコーチング、奉仕活動等も免許状の更新、終身免許状取得要件として要求、あるいは受容されてきたことは新たな様相として注目される。この状況はデラウェア州を好例として見ることができよう。つまり、この州は当初から終身免許状を発行し、しかも1930年当時の規定によると免許状の発行主体は州（州教委）にあり、いずれも3年間有効な更新制の免許状を12種類発行していた。しかし、1931年6月30日以後には、更新要件に教職経験とともに、大学における6単位（s.h.）の履修あるいは様々な職能成長の機会が提供されたのである³⁷⁾。

このような背景は、大学での単位取得を超えて現職教育を拡大するという一般的の意味合いも有していたと考えられようが、むしろ根底に存するのは受講者のイニシアティブ重視の理念と把握できよう。つまり受け身ではない、教員の主導的活動を通して職能の成長＝現職教育の改善という意識が潜在していた³⁸⁾といえる。

3 今日的免許状発行の類型と波及的特色

(1) 有効期限付免許状の定着と終身免許状の衰退
アメリカにおいて教員の資格は免許状主義がと

られており、しかも免許資格の更新・上進制が19世紀以来導入されているのが特色であった。しかもこの資格制度が現職教育と連結しており、アメリカ的免許資格構造の特質の一つとなっていた。

ところで、まず今日におけるアメリカの教員免許資格構造について検討してみよう。この構造を把握することによって、資格と現職教育の対応が看取できるからである。免許状の種類、免許状の上進制の有無、さらに終身有効な免許状発行の有無の視角から、今日的方向を次の5つに分類できた。

第1は、大学卒業後即座に1種類の免許状を発行する場合である。ニュージャージー州に過ぎない。

第2は、有効期限付きの一種類の免許状を発行し、通常の一定の更新要件を課す場合である。研修が義務的となっているわけであるが、アラスカ、アーカンソー、イリノイ³⁹⁾、サウスカロライナ、ウィスコンシンの5州が該当する。

第3は、等級別の免許状を上進させることによって、最終的に終身有効な免許状を発行する場合である。10州存在するが、州によっては下位の有効期限付免許状については更新を認めなかったり、限定することにより、現職教育によって上位の免許状を取得させている。ニューヨーク州を例にとると、初めに、学士号取得、一定の教職コース修了によって5年間有効であるが更新不可能の、provisional certificateという免許状が発行される。また、修士号の取得、最低2年の教職経験によって、permanent certificateという終身免許状が発行されている⁴⁰⁾。この例でわかるように、修士号取得が義務的であるのが特徴的である。

第4は、今日最も多くの州で導入され(33州)、さらに増加することが予測されるタイプである⁴¹⁾。それは、終身免許状を発行することなく、数種類の等級別・有効期限付免許状を教職経験とともに一定の単位あるいは修士号取得等により、更新あるいは上進させようとするものである。

第5は、数種類の終身有効な免許状のみが発行される場合である。今日、テキサス州のみが該当

する。この州は、学士号取得、一定の教職単位履修によって、仮免許状(provisional certificate)を発行し、続いて学士号、大学院での教職プログラムにおける最小限30単位取得、3年間の教職経験に基づいて専門免許状(professional certificate)が各々終身有効で発行されているのである⁴²⁾。

以上、発行される免許状を類型化してみたが、明白な傾向として、終身有効な免許状を発行する州が一層少くなりつつあるという点が挙げられる。この点、具体的に検討してみると、1994-95年現在では、9州が主に上位免許状に対して終身有効な(permanent, life)免許状を発行しているに過ぎず、しかもニュージャージー、ニューヨーク、ロードアイランド、テキサスの4州を除いた以下の5州は、条件付きで認める状況に過ぎないのである⁴³⁾。

- ① デラウェア州—発行後5年以内に3年間教職経験を有しない者は、終身免許状を維持するために大学で6単位(s.h.)相当の履修が要求される。
- ② ハワイ州—基礎免許状と専門免許状の2種類からなる終身免許状は所持者が教職に従事している限り、また退職後5年間有効である。
- ③ ルイジアナ州—第2段階の上級免許状(second-stage certificate)である終身免許状所持者は、5年ごとに少なくとも1学期(1 s.h.)教えなくてはならない。
- ④ オハイオ州—終身免許状は、長期にわたる教職経験と修士号取得に基づいてのみ、第3段階の上級免許状(third-stage certificate)に発行される。
- ⑤ ウエストバージニア州—第3段階の上級免許状は終身有効である。修士号取得と5年間の教職経験あるいは専門免許状(professional certificate)の第2回目の更新に基づいて発行される。

(2) 更新・上進制と現職教育との関連

ところで各州で発行される免許状を類型化する

ことにより、注視すべき点として、特に更新・上進要件として、大学での単位履修のみならず、州認定の地方学区を基盤にした研修プログラムを義務づけあるいは代替可能にしている州が例示した州のみならず、有効期限付きの免許状を発行している多くの州に併存するようになっていることはアメリカにおける免許制度と現職教育の対応における1つの変革ともいえるかもしれない。

すなわち、1930年当初免許状の更新・上進と大学での現職教育が対応しつつあったが、1930年前後から大学以外の履修を認める州も若干存在した。しかしながら、職能成長要因として研修旅行、著述、調査研究、委員会活動等を大学での単位取得と同様に地方学区に認めること自体、それらの内容の判定上問題視され、全面的な支持は得られるに至っていないのであった⁴⁴⁾。このようななかで、学区主導の予測はすでに1982年～84年にサウスカロライナ大学のハーネス（Hanes, H. L.）とロウルズ（Rowls, M. D.）が50州を対象に実施した更新・上進要件の調査によって、1984年の夏期段階で40州が更新制・上進制を導入中もしくは予定であり、しかもそのなかで11州は大学での研修とともに学区主導の研修をも一定の割合で修得すべき要件に認め、さらに18州は学区主導の研修のみをもってその要件と認めるであろうという報告⁴⁵⁾がなされていたからである。

ところでこの事実はいかなる背景を存しているといえようか。これまでに指摘されている主要な要因の一つとして、大学での研修は、給与や昇進といった「外的、非本質的な動機」に重きが置かれすぎ、教員自身の学校内部における問題解決という「内的、本質的な動機を軽視したことに対する批判色が濃くあらわれているからだ⁴⁶⁾とも考えられる。

もちろんこの要因のみをもって大学での研修受講率の低下⁴⁷⁾とみなすことはできないであろう。ただし、表で指摘するとおり、免許資格とのかかわりで現職教育参加の形態は変化しつつあることがわかる。この表から特徴としてあげられるのは、やはり学区主導の研修にくらべ大学での研修参加

比率が年々低下している点である。つまり1971年以来の大規模な変化として、大学での研修参加比率は、学校年度および夏期において全体にして、1971年70.5%であるのに対し、1986年33.5%に減少している点である。これに対し、学校年度学区主導のワークショップへの参加比率は1971年の58.6%から1986年72.7%に増加しているのである⁴⁸⁾。

しかしながら、歴史的に大学が物的リソースおよびスタッフ面で現職教育に果たしてきた役割も蔑視することができないことからして、今後も大学、学区教育委員会、州教育当局等とのパートナーシップも回避できない施策である。

それでは次に、免許状の更新要件としての現職教育は実際にどのような研修内容となっているかを検討してみよう。この点、各州の免許規定のなかで、子細にしかも具体的に研修内容を提示しているミネソタ州を主なる事例として考察することにする。

ミネソタ州では、最初に学士号の取得、一定の教職単位の取得によって、2年間有効（更新不可）な entrance license という教員免許状が発行されている。その後、1年間の満足のゆく教職経験により continuing license という5年間有効な免許状が発行されている。しかしその更新には、5年ごとに（発行の年の7月1日から失効の年の6月30日まで）、125更新時間（clock hours）の現職教育が要求されている。

ミネソタ州の教育局が考案した各研修内容は更新単位との関係で以下の7つの領域（A-G）、10項目に分けられている。そのなかで、領域B-Dは1時間の研修 = 1時間の更新時間、領域E-Dは3時間の研修 = 1時間の更新時間とみなされており、研修の時間と免許資格のための更新時間は相違しているのが特徴である。また125更新時間のうち、最低90時間はA-D、またその90時間のうち、少なくとも45時間は、各地方における生涯学習のための委員会の目標に合致している研修プログラムのなかから取得しなくてはならないことになっている⁴⁹⁾。

表 アメリカにおける現職教員の研修への参加状況（1971～1986年）

現職研修活動	1971	1976	1981	1986
学区主催のワークショップ（学校年度）	58.6%	68.3%	67.4%	72.7%
学区主催のワークショップ（夏季）	20.5	21.9	13.4	15.1
大学における教育学のコース（学校年度）	40.1	45.4	21.3	21.1
大学における教育学のコース（夏季）	30.4	33.8	13.3	12.4
大学における教育学以外のコース（学校年度）	26.1	25.9	12.7	9.2
大学における教育学以外のコース（夏季）	21.5	16.2	5.7	4.3
大学拡張講座	32.6	33.8	18.7	15.0
教育団体主催の研修活動	24.5	23.3	27.1	31.5
カリキュラム研究会	40.8	44.7	34.1	30.5
カリキュラム以外の研究会	35.3	38.6	32.6	3.9
教育放送（テレビ）	11.3	12.2	13.4	12.9
研修旅行（長期休暇以外）	26.4	23.0	14.7	9.6
研修旅行（長期休暇）	3.8	7.2	2.4	17.6※
大学でのフルタイム受講（長期休暇）	2.4	3.7	0.6	0.6

※1986年度において、長期休暇（sabbatical leave）による研修旅行の参加率が急増しているが、これは、質問項目において、「長期休暇による研修旅行」と「他の教育に関する研修旅行」が明確でなかったことによる。

（出典：National Education Association, *Status of the American Teacher, 1985-86, 1987,* pp.49-50.）

<領域A-D>

A 認定された大学における免許教科関連の履修内容の修了：1クォーター期間（4学期制の1学期間）=15更新時間、1セメスター期間（2学期制の1学期間）=20更新時間。なお、聴講あるいは単位取得なしのコース（職能成長のための適切なコース）も認められるが、単位取得のための履修コース相当であることが求められている。

B 担当免許教科におけるワークショップ、会議、講習会、ゼミあるいは講義への出席。

C 職能成長活動、現職教育の会合、および現職教育コース。（例）地方の現職教育ワークショップあるいはコース、体育・指導の現職教育ワークショップあるいは実習体験、構造化された教育学習経験である秋季始業前学区ワークショップ。

D 学区、地域、州、全国あるいは国際レベルのカリキュラム開発。（例）教育実習生のためのカリキュラム開発、教科におけるカリキュラム改定、エイズ教育資料の作成（研修時間は、単

に既知の事実を書き留めることに時間を意味せず、開発・学習のための時間のみ認定される）。

<領域E-G>

E 次の各領域における職能成長のための実務。

① 教職課程受講生の実習経験の監督（1クォーターあるいは1セメスターの監督=10更新時間相当、最大限30更新時間まで可能）。

② 免許資格、教師教育、あるいは職能基準にかかる全国、州、地方委員会の構成メンバー：地方免許更新委員会、州免許委員会、専門基準委員会、職能成長委員会あるいは教員試験委員会等。

③ 全国、地域あるいは州レベルにおける認定実務への参加。（例）州レベル職能プログラムの評価。

F 次の各領域におけるリーダーシップ経験

① 学校、地域あるいは専門活動における新たな、幅広い技能および感受性の開発。（例）少年相互の活動、陪審員の職務、政治的リーダーシップ、成績・進級あるいは他の特別活動にかかる地域あるいは州アドバイザーの

職位、地域演劇活動のリーダーシップ、職能成長のためのテレビあるいは他の特別プログラムの計画・作成指導、テキストブックの評価、児童研究会・教員組織におけるリーダーシップ活動。

- ② 適切な分野の専門誌における専門記事の執筆。新しい知識を記事のなかに取り入れるために使われる時間数および研究のタイプを含んだ、記事の写しおよび経験の要約が求められている。
- ③ 免許教科に関連した専門組織のボランティア活動。(例) 教師教育の会合における会長、委員長のようなリーダーシップ的ポジション。

G 次の各領域において、さまざまな教育場面の知識および理解を高めるための機会。

- ① 多様な年齢、能力、文化あるいは社会経済的水準の学生との経験。(例) 第二外国語(ESL)指導、成人教育クラスにおける指導、健常児と障害児との交流サマースクール。
- ② 学校および関連した産業への訪問における体系的・意図的な観察。(例) 外国人学校学習ツアーや議会の観察、美術教員のための製陶工場のツアー、工業教師のための電子工学工場のツアー、モデル工学現場等の観察。
- ③ 免許資格の分野に関連した指導能力を改善することの目的のための旅行(1週間 = 10更新時間、最大限30更新時間)。証明として、細部にわたる旅行日程(適切な輸送手段、宿泊、旅行領収書を含む)、旅行のために明白に述べられた教育目的、目的を達成するためになされた体験の要約レポート、どのように体験が指導能力に貢献したかを明確化しなくてはならない。
- ④ 免許資格の分野における適切な商・工業の職務体験。(例) 商業担当教員に対する現在の教育工学を使用した事務、英語担当教員に対する図書館委員会についての有給の仕事、社会科担当教員に対する歴史編さん業務、保健担当教員の赤十字での仕事、工業担当教員に対する建築業務、言語担当教員に対する有

給の翻訳作業⁵⁰⁾。

以上の内容からわかるように、免許資格の更新において多種多様な現職教育が提供されている。受講者側からすればニーズに見合う研修内容の選択の許容度が大きいといえる。免許資格制度上の規制のなかにおいても、更新要件としての研修内容そのものは自主的、自己研修的要素を考慮したものといえよう。また、いかなる研修内容であれ、担当教科(所有免許状教科)に直接連結したプログラムの受講が望まれ、広く実践的指導力の向上を意図していることがわかる。このことは、ミネソタ州に限らず、地方学区教育当局が更新要件としての研修プログラムを作成する際、州教育当局の認定において、学習者へのニーズや学習成果へ結びつく明確な計画⁵¹⁾が要求されていることからも裏付けられるのである。

更新制をとるニューハンプシャー、オハイオ、ワイオミング州等でも学習者の職務経験を考慮したプログラムの作成、学習者が自己の成果を系統的に確認できる配慮、学習者の参加役割を促進すること、研修効果を測定できるような工夫等が更新認定の基準として規定されている⁵²⁾。また、フロリダ州のように、自己の指導教科領域あるいはそれに関連した教職コースにかかわりのない、単なる学問的なコースやプログラムは単位として認定されないことが明記されている。例えば、自己の教科内容に応用できるコンピュータ利用コースが研修内容として高まっている状況にある⁵³⁾。

さらにアメリカにおける教員免許資格と上進制を関連づけた場合、特に1980年以降の展開として、新任教員に対してインターンプログラム(induction; beginning teacher program)を実施する州が増えつつあることを見逃し得ない。1980年以前に免許資格との関わりでインターン制を導入した州はジョージア州のみであり、1980年にフロリダ州、1982年にはオクラホマ州と続いた。1987年には、これらの3州に、ケンタッキー、ノースカロライナ、サウスカロライナ、バージニアの4州が加わり、7州となった⁵⁴⁾が、1994-95年度には少なくとも20州とワシントン特別区で全新任

教員に対し要求するに至った。しかもこれらの州は、新任教員に対して指導助言システムを含み、また指導教員（mentor）に対する研修も実施しているのが特色である⁵⁵⁾。

インターンプログラムの目的は以下の点にあるとされる。1つは、新任教員の実践的指導能力の改善とそれに伴う人間的、職能的成長である。確かに、1年目の教員は孤立した環境のもと限定された情報を頼りに試行錯誤し、ひいては効果的に指導することが不可能な領域を意図的に放棄してしまうことなどが実証されている⁵⁶⁾。2つは、将来性のある新任教員を定着させることにあるとされる。全国的に新任教員は1年後に15%，最初の7年間に40～50%離職するとのデータもある。この点、離職は他の学区の学校に移ること、大学院への進学、家族の世話のため一時的に教職を去ることをも意味する⁵⁷⁾。また、離職の背景には、新任教員が配置される学校の地域環境が劣悪で、しかも低学力の児童・生徒がいるような学校⁵⁸⁾に勤務せざるを得ない事等の事情もある。しかしながらともかく、新任教員の不足と定着とのかかわりで大きな社会的問題ともなっているのである。政策当局は導入教育の効果的実施により教職への定着是不可能でないと確信している。待遇改善とともに教職定着への主要因ともなっていたわけである⁵⁹⁾。

またインターンプログラムは、単に研修を通しての力量形成のみならず、いくぶん評価による淘汰機能をも包含した概念として把握しておく必要がある。例えば、バージニア州では、学士号取得、NTE の総合領域（読解・作文・聞き取り、一般教養、教職教養）、専門教科に関するテストへの合格によって、2年間有効（更新されない）の免許状が発行されるが、その期間に教員はバージニア州新任教員援助プログラムが要求する以下のような14領域にわたる職務遂行能力が主に授業観察を通して評価されているのである。

①学習指導時間を効果的に遂行する能力（academic learning time）、②生徒に責任をもって課題を遂行させる能力（student accountability）、③

明確な構造をもった指導計画を作成する能力（clarity of lesson structure）、④個々の生徒の能力差に応じた指導能力（individual differences）、⑤学習評価能力（evaluation）、⑥生徒規範能力（consistent rules）、⑦生徒理解能力（affective climate）、⑧生徒の自己実現を高める能力（learner self-concept）、⑨生徒の関心、知識に即応した指導能力（meaning learning）、⑩学習指導計画全般にわたる企画能力（planning）、⑪生徒への問題提起能力（questioning skill）、⑫生徒への指導・助言能力（reinforcement）、⑬深い洞察能力（close supervision）、⑭効果的学級経営能力（awareness）。

これら14の職務遂行能力の合格点、評価方式、援助手段、合格結果は以下のとおりである。

- ① 最低12領域の能力に合格しなくてはならない。
- ② 1回の評価は、3人の観察者による3度の授業観察からなる。
- ③ 合格するために3回まで評価機会が認められる。
- ④ 1986年春期参加者318人のうち92%が最終的に合格した（1回目218人・55%，2回目72人・23%，3回目28人・8.8%）。

この点、合格率からみる限り、真に適応できない新任教員のみが教職から去らざるを得ない状況にあり、インターン制そのものは指導能力の向上を主たる目的としていることがわかるであろう。これらの職務遂行能力テストに合格することによって collegiate professional certificate という普通免許状が発行されている〔5年間有効、更新要件6単位（s.h.），そのうち3単位（s.h.）は大学で履修しなくても可〕。また、3年間の教職経験と修士号の取得によって5年間有効な post-graduate professional certificate という上級免許状取得の道が開かれているのである⁶⁰⁾。

なお、このインターンプログラムにおいて、「校内での研修」にあたってのプログラム内容、指導教員の措置・力量、校内での指導体制、新任教員への評価のあり方等が重要方策となってくる。この点、ノースカロライナ州の事例では、指導教

員の必要性は意外にも新任教員の意識調査⁶¹⁾（1年間インターン・プログラムを受けた後に公開討論会に自発的に参加した108人）によると強く支持されているのである（92%）。しかも、指導教員には同一学年・同一教科担当の教員を望んでおり（93%），さらに指導教員の機能としては，示範授業，生徒指導，学級経営等の指導もさることながら，「インフォーマルな場面での話し合い」をとくに有益であったと支持していることは閑却できない側面ともいえるのである。

4 わが国における免許状更新性の可能性

（1）教職参入者の多様化の傾向

ところでわが国では教育改革国民会議最終報告（2000年12月22日）において，「教員免許の更新制の導入」が提案された。わが国では，戦後一貫して教員の普通免許状（あるいは戦後一時期の校長普通免許状）は終身有効である。

かつて，1949年の教育職員免許法において，校長の免許状として一級・二級の普通免許状のほかに，5年間有効な仮免許状（1回に限り更新可）を発行していた。仮免許状の更新を1回にした理由としては，「更新を1回に限定したのは，10年間にはほとんどの者は上記の，すなわち二級の普通免許状を得ることができるだろうし，また10年間に二級の普通免許状を得られないような向上心のない者には教育職員の職を退いてもらった方がよいと考えられるからである」⁶²⁾と記している。このような当時の更新制，さらにはそれに基づく上進制の考え方も，今日の免許制度に対する問い合わせの要因になっていると推察される。

それではまず今日教職参入者の状況はどうであるか考えてみよう。わが国において大学卒業者の（普通）免許状取得率は，1976年～83年で25～26%台であったが，その後下降している。教員養成系大学・学部卒業者と一般大学・学部卒業者に分けると，87.5%，13.1%で，一般大学・学部卒は15年間連続して低下し，96～98年まで3年連続13%台の状況にある。

教員就職（正規）状況（98年3月）を見ると，

全体で1万7,555人である。80年の4万2,033人以来低下し続け，89年以降増加傾向の兆しが見られたものの，92年から再び減少に転じている。教職員定数配置改善計画の進歩などにより，採用枠が増加したが，児童・生徒数が大幅に減少し，採用枠が狭くなったわけである。

大学卒業者の教員就職数について見ると，教員養成系大学・学部卒業者が2,728人，一般大学・学部卒業者が3,711人の計6,439人で，97年より20%，1,610人減少している（そのほか，短期大学卒業の教員就職者は8,097人であるが，幼稚園就職者がほとんどで，7,922人である）。

免許状取得者に占める教員就職率は13.5%で，14%台を割り込んでいる。うち，大学卒業者の教員就職率は8.41%で，80，81年には28%台であったが，その後低下が続き，98年には1桁の状況にある。しかも，教員養成系大学・学部卒業者と一般大学・学部卒業者に分けると，おのおの教員就職率は15.68%，6.27%で一般大学卒の就職者がとくに低い傾向にあるのである。

ところで，教員免許状は，全国で終身有効な普通免許状のほか，有効期限つきの特別免許状（5年以上10年以内の都道府県の教育委員会で定める期間）と臨時免許状（3年間）の3種類からなる。また，教員免許状を必要としない特定の分野にすぐれた社会人に対する特別非常勤講師の採用許可も，99年度で小学校2,140件，中学校1,604件，高校4,778件，特殊教育諸学校99件となり，合計8,621人が教壇に立っている状況にある。小学校は，97年度からの文部省による補助事業も（98年7月には免許法の改正により全教科へ拡大）反映し，96年度の6件，97年度515件，98年度920件から急激に増加しているのが特徴的である。

このように，免許状取得者に占める正規教員就職率の低下，特別非常勤講師の増加のなかで，採用者における新規学卒者の割合は低下しつつあり，教職経験者（非常勤講師を含む）の増加とともに，民間企業等勤務経験者（継続的な雇用のみ）の教職への進出も見られる。雇用形態の多様化とともに非常勤講師歴・異業種経験歴の人材の参入のな

かで、採用方法の多様化、採用後の資質向上に向けたプロセス評価も求められてくる。

(2) 有効期限つき更新制と職能成長

かつて免許制度改革案において、自民党政員問題小委員会は「教員の養成免許等に関する報告」(1983年5月)のなかで、免許状に一定の期限を付し、「更新研修」を義務づけること、また一定期間教職に就かない者の「失効」方途について今後引き続き検討することを求めていた。この点、教育改革国民会議の報告では、免許更新制の可能性を検討することと提言しているのみで、具体的な内容は示されていないが、教員の質を向上させるねらいがあることは明確である。

現行教育職員免許法は、免許状の失効要件として、免許状授与の失格条件（禁治産者および準禁治産者、禁錮以上の刑に処せられた者、免許状取りあげの処分を受け、該当処分の日から2年を経過しない者）に該当した場合を定めている（同法5条、10条）。しかも、免許状取りあげの処分は、法令の規定に違反し、情状が重いと認められたときであり、とくに現職者にあっては懲戒免職の処分を受け、その情状が重いと認められるときと規定し（同法11条）、慎重な判断を求めていることがわかる。

2000年7月には免許法の改正によって、①特別免許状を有する者が所要の単位の修得により専修免許状の授与を受ける道が開かれ、また②専修免許状への上進にかかる修得単位数の通減措置の廃止（在職3年、要修得15単位）もなされたところである。いずれの場合も、教職ライフプロセスのなかで研修機会を通して学び続ける意欲を喚起しようとしたこと、またとくに上進要件の改善は、大学院での学修機会の拡大（たとえば、2001年度からの大学院修学修業制度の実施）で専修免許状の水準を保持するとともに、得意分野の持ち味を生かせる教員の力量を高めることの意図があろう。

免許状更新制は、先述したようにアメリカでは歴史的に見て現職教育と連結し、教員の量と質に対応する施策であった。わが国でも、職能開発重

視の人事考課、上述したように免許状取得者の教職就職率の低下、雇用形態の多様化、免許状水準の確保、いっそうの力量向上の期待を無視できない。このようなことから、現在の二種・一種・専修免許状を有効期限つきにするにしても、下位免許状については更新回数を通減し、上位の免許状を現職研修によって取得する上進制と連結させることも考えられる。

また、教員の適格性を確保することも念頭に置けば、更新の際に機械的な手続きよりも教職への省察と教育ビジョンからなる前向きの自己申告などを求めることも一つの方策である^④。あるいは、更新要件として何らかの研修の義務づけも考えられるが、その際受講者ニーズに応じて研修内容の多様化を図ることが不可欠である。

(注)

- 1) Updegraph, H., *Teachers Certifications Issued under General State Laws and Regulations* (U.S. Bureau of Education, Bulletin 1911), U.S. Gov. Printing Office, No.18, 1911, pp.42-43.
- 2) Brodie, Elbridge C., *A Study of Teacher Certification in Texas*, (Doctoral Dissertation, New York Univ., 1932), UMI, p.36, 44.
- 3) Yeager, William A., *State Certification as a Factor in the Training of Elementary Teachers In-Servic* (Unpublished Doctoral Dissertation, Univ. of Pennsylvania), 1929, pp.51-57.
- 4) 州間格差の実態は、Updegraph, H., *Op.cit.*, pp.200-205.
- 5) McNeil, M., *A Comparative Study of Entrance to Teacher-Training Institution*, 1930, p.58.
- 6) Frazier, B.W., *Development of State Programs for the Certification of Teachers* (U.S. Office of Education, Bulletin 1938), No.12, U.S. Gov. Printing Office, 1938, pp.55-57.

- 7) 例えば1924年当時、カレッジや師範学校での修業年数に応じた中等教員免許状の有効期間は州間で相違し、しかも有効年数が通常よりも短い場合は終身免許状が発行されることはなかった。Lowery, Millard L., *Certification of High School Teacher* (Unpublished Doctoral Dissertation, Univ. of Pennsylvania), 1924, pp.21-23.
- 8) Allen, Harlan B., *Origin, Development and Evaluation of the General Policies and Practices Governing Teacher Certification in New York State*, (Unpublished Doctoral Dissertation, New York Univ., 1939), pp.149-234; Brodie, E.C., *Op.cit.*, p.37,50.
- 9) アラバマ州のように、免許規定（1942年）ではクラスA（修士号取得、10年有効）、クラスB（学士号取得、8年有効）、クラスC（3年大学教育修了、6年有効）の3種類の免許状を発行していたが、当時の学歴要件としては高い基準である。Blyler, Dorothea, "Certification of Elementary-School Teachers in the United States," *Elementary School Journal*, Vol.45, June 1945, pp.578-589.
- 10) 13州は2級あるいは3級の郡免許状の更新を認めないし、他の13州は3級の更新を認めるが、更新回数は制約的であった。Updegraph, H., *Op.cit.*, pp.220-223.
- 11) Cook, K.M., *Governing Teachers Certificates* (U.S. Bureau of Education, Bulletin 1921), U.S. Gov. Printing Office, No.23, 1921, pp.28-30.
- 12) 詳細な分析結果は、Stine, Mark E, *State Certification as a Potential Influence on the Education of Teachers in Service*, (Doctoral Dissertation, New York Univ., 1932), UMI, pp.26-131を参照。
- 13) アリゾナ、イリノイ、インディアナの3州は更新と上進の要件双方に現職教育を要求する州である。Ibid., pp.113-134, 143-146.
- 14) U.S. Department of the Interior, *A Review of Educational Legislation 1935 and 1936*, (Bulletin 1937), U.S. Gov. Printing Office, 1937, p.20. 例えば、コロラド州では教員免許状の更新要件である大学での学習期間を10週間から5週間に減じている。
- 15) 1940年代前半の各州の免許規定によれば、免許状の更新要件として教職経験あるいは履修単位を要求する州は各々15州であったが、そのなかでイリノイ、メリーランド、モンタナの3州は免許状の種類によってはいずれかに属している。Blyler, D., *Op.cit.*, pp.580-587.
- 16) 50州およびワシントン特別区の免許規定の細部は、Armstrong, E.W. and Stinnet, T.M., *A Manual on Certification, Requirements for School Personnel in the United States*, 1953 edition, National Education Association, 1953, pp.22-133 を参照。
- 17) Vonschlichten, Erwin W., "Idea and Practice of a Fifth-Year Requirement for Teacher Certification," *Teachers College Record*, 1958, pp.50-53. ただし1996年3月から4月にかけて私が入手した各州の免許規定、また1951年以降において主に継続的に発行している免許規定資料等を参照しても教職参入への要件としては、20世紀後半以降今日まで4年間の大学教育が発展・定着したと指摘できる。
- 18) 発行主体と有効地域が相違する場合もある。州発行で特定タウン内、郡あるいは都市、一学区内で有効な場合（ニュージャージー、バーモント、ウイスコンシン）、郡発行で州内で有効な場合（アラバマ、モンタナ）の各州が該当する。Updegraph, H., *Op.cit.*, pp.12-13, 58-59, 72-73, 128-129.
- 19) Report of the Commissioner of Education, *Digest of Public School Law 1893-1894*, Vol. II, U.S. Gov. Printing Office, 1893, p.1292.
- 20) Updegraph, H., *Op.cit.*, p.160.
- 21) Ibid., pp.218-219.
- 22) Cubberley, Ellwood P., *State School Administration*, Houghton Mifflin Com., 1927,

- pp.637-63
- 23) 終身免許状に関する詳細な内容については, Burkman, Joel A., *Teachers' Permanent Certificates and Professional Growth*, (Unpublished Doctoral Dissertation, Univ. of California at Berkeley, 1931), pp.11-46. および Appendix A, pp.1-53を参照。
- 24) 例えば、メリーランド州では、どの免許状も終身有効であるが、5年ごとに教職専門の学習が要求される。Ibid., Appendix A, pp.22-23.
- 25) 典型的な例として、ウェストバージニア州では、終身有効となる免許状7種類のうち、6種類はタイプ4に属する。その際、いずれも5年間有効な免許状を3年間の教職経験と6単位(s.h.)の履修によって更新させるが、3回の更新で終身となる。Ibid., Appendix A, p.51.
- 26) Ibid., 実態の細部は、pp.91-156. を参照。同様の追跡調査の例は、Thompson, Clem O., "The Life-Certificate," *Elementary School Journal*, 1933, pp.762-768.
- 27) 失効の原因としては3年から5年間の離職、一定年数ごとに要求される現職教育の未履修、無能力が挙げられる。Zaug, Walter A., *Permanent Certification of Teachers, Its Relation to Improvement of Instruction*, (Doctoral Dissertation, New York Univ., 1931), UMI, pp.131-133.
- 28) Stine, M. E., Op.cit., p.119, pp.188-189.
- 29) 例えば、テキサス州内の教員養成・免許、学校行政の専門家に実施した意識調査のなかで、終身免許状は廃止されるべきとの結論に達している。Brodie, E. C., Op.cit., pp.72-80; その他、Frank Field, *The Evolution of Teacher Training and Certification as Functions of State Education in Tennessee*, (Doctoral Dissertation, New York Univ. 1930), UMI, pp.224-225.
- 30) Elsbree, W.S., *The American Teacher*, 1939, pp.344-347.
- 31) ただし、15州のうち、学校管理職や指導主事、あるいは特定年月以前に勤務している現職教員には終身免許状を発行する州もある。Frazier, B.W., "Minimum Certification Requirements for Teachers," Op.cit., pp.27-29.
- 32) Stinnet, T.M., *A Manual on Certification Requirements for School Personnel in the United State*, 1967 edition, National Education Association, 1967, p.433.
- 33) マサチューセッツ州はニュージャージー州とともにこれまで卒業後、即座に1種類の終身免許状を発行する州であったが、1994年10月に3等級制でいずれも有効期間5年の免許状を発行するに至った。Massachusetts Department of Education, *Regulations for the Certification of Educational Personnel in Massachusetts*, April 1995, 97pp.
- 34) Bachman, Frank P., *Education and Certification of Elementary Teachers*, George Peabody College for Teachers, 1933 (Field study No.5), pp102-106.
- 35) Woellner, Robert C. and Wood, Aurilla M., *Requirements for Certification of Teachers and Administrator*, 1940-41 edition, The Univ. of Chicago Press, 1940, を参照。
- 36) Cubberley, E. P., *The Certification of Teacher*, National Society for the Scientific Study of Education, 5th Yearbook, Part II, 1906, pp.85-86.
- 37) State of Delaware Department of Public Instruction, *Rules and Regulations for the Certification of Superintendents, Supervisors, Principals and Teachers*, 1930, pp.10-11.
- 38) Yeager, W. A., *Administration and the Teacher*, Harper and Brothers Publishers, 1954, p.125.
- 39) イリノイ州のみは、4年間有効な教員免許状(教育管理職は5年間有効)を更新するのに、更新の際4ドル支払えばよい。ただし、最初の更新要件までに「アメリカ憲法」「イリノイ憲法」の規定、原理に関する試験に合格する(あ

- るいは養成段階での相当のコース) ことが要求されている。Illinois State Board of Education, *Minimum Requirements for State Certificates*, 1990, p.33.
- 40) Tryneski, John, *Requirements for Certification*, 57th edition, 1992-93, University of Chicago, 1992, p.165.
- 41) 1989年において、このタイプは29州であったことから、1991年までに3州増加したことになる。
- 42) Tryneski, John, *Op.cit.*, pp.213-214; Texas Education Agency, *Teacher Certification Handbook*, 1989, VI-1- VI-10, VII-1.
- 43) National Association of State Directors of Teacher Education and Certification, Manual on Certification, 1994-95, *Op.cit.*, pp.E-2-E-3
- 44) 下村哲夫「アメリカ合衆国の教員給与制度－教員給与の規定要因の分析－」『教育学研究』30巻1号, 1963年, p.37.
- 45) Hanes, M.L. and Rowls, M.D., "Teacher Recertification: A Survey of the States," *Phi Delta Kappan*, Vol.66, No.2, Oct. 1984, pp.123-126.
- 46) 中留武昭編著『校内研修を創る』エイデル研究所, 1984年, p.264.
- 47) この点、学区主導の研修を認める州の監督下にある大学では、回答した大学26のうち約3分の2の大学はほとんど大学院への入学減少の兆候はみられないものの、入学率が40~50%衰退した大学(ジョージア州立大、メリーランド大、オレゴン大)も実在した。Hanes, M. L., *Op.cit.*, p.126.
- 48) National Education Association, *Status of the American Teacher*, 1985-86, 1987, pp.49-50.
- 49) 通常、研修内容と更新単位との関連についてはある程度地方教育委員会の裁量で認定できることになっている。
- 50) Minnesota State Department of Education, *Personnel Licensing And Placement Section, Explanation of Sample Clock Hour Categories Section*.
- 51) Michigan State Department of Education, Teacher Preparation and Certification Services, *Policies and Criteria for Continuing Professional Education Programs for Certification Renewal*, 1986, 16pp (ED 276 705).
- 52) New Hampshire State Board of Education, *Part Ed 508 Staff Development And Recertification* (effective April, 1987).
- 53) Florida State Department of Education, *Florida Teacher Certification Renewal Requirements*; フロリダ州教職員免許規定, Certification (Chapter 6A-4), 6A-4. 0051, *Renewal of a Professional Certificate Beginning*, July 1, 1988.
- 54) Rudner, Lawrence M. and Others, *What's Happening in Teacher Testing Practices*, U.S. Department of Education, Office of Educational Research and Improvement, 1987, pp.12-14.
- 55) National Association of State Directors of Teacher Education and Certification, Manual on Certification, 1994-95, *Op.cit.*, pp.K-1-K-3.
- 56) Darling-Hammond, Linda and Wise, Arthur E., and Klein, Stephen P., *A License to Teach*, 1995, Westview Press, pp.126-128.
- 57) Grissmer, David W. and Kirby, Sheila N., *Teacher Attrition-The Uphill Climb to Staff the Nation's Schools*, The Rand Corporation, 1987, pp.22-35.
- 58) Wise, Arthur E. and Others, *Effective Teacher Selection from Recruitment to Retention*, The Rand Corporation, 1987, pp.90-91.
- 59) Huling-Austin, L., "What Can and Cannot Reasonably Be Expected for Teacher Induction Programs," *Journal of Teacher Education*

- tion*, Vol.37, Ja.-Feb. 1986, pp.2-4.
- 60) Rudner, Lawrence M. and Othes, *Op.ci*,
p.121; pp.139-141.
- 61) Huffman, G. and Leak, S., "Beginning Teacher's Perceptions of Mentors," *Journal of Teacher Education*, Vol.37, Ja.-Feb. 1986, pp.22-24. コネチカット州における新任教員支援プログラムにおいて、また、メンター教員自身も新任教員に指導助言を行うことによって、むしろ自己の教授能力の改善に有益であったことが指摘されている。Connecticut State Department of Education, *Evaluation of the Best Support Program and the Cooperating Teacher Program 1988-89*, 1989, pp.1-56.
- 62) 内藤誉三郎・坂元彦太郎監修『例解・教育教員免許法』時事通信社, 1949年, pp.32-33.
- 63) 関連論文として、八尾坂修『現代の教育改革と学校の自己評価』ぎょうせい, 2001年（特に7章）を参照。